

平成28年(ワ)第40号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 13

—これまでの被告の答弁書・準備書面に対する反論と求釈明(その2)—

平成30年2月6日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 浜研究科長の「8コマルール」適用の違法による学問の自由の侵害

1. 「8コマルール」について(被告準備書面(3)を受けて)

- (1) 被告は、浜紀子研究科長は、原告が担当している他の研究科の科目は把握しているとしつつ、他の研究科での担当科目は、ビジネス研究科における定年延長の考慮要素ではないなどと主張している(被告準備書面(3)1頁以下)。
- (2) しかしながら、既に主張してきたとおり「8コマ担当ルール」などそもそも存在していないし、仮に存在をしたとしても、それは専任教員の負担抑制のためのルールにすぎない。原告は総合政策科学研究科も兼任しており合計14コマ以上を担当していた(甲17・甲37)。この担当科目数はビジネス研究科の他の専任教員よりも多い(甲38添付資料10参照)。この負担に対応して原告には「増担手当」が支給されていた(甲46の1・2)。TIM専攻の科目は8コマにカウントしない、考慮要素としないこと自体が誤りである(原告準備書面5)。

2. 「博士課程を指導する資格」について

- (1) 被告は「博士課程を指導する資格」なる資格は存在しないとする(被告準備書面(3)2頁)。
- (2) しかしながら、まず大学設置基準14条は「教授の資格」として「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする」と定めている。そして各号では「博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者(1号)」「研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者(2号)」「学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者(3号)」「大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国にお

けるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者(4号)」「芸術、体育等については、特殊な技能に秀でてしていると認められる者(5号)」「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者(6号)」とされている。

そして大学院設置基準9条は大学院の専任教員についてはより高度な資格を求めている。すなわち「修士課程(1号)」については「修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」として「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者(イ)」「研究上の業績がイの者に準ずると認められる者(ロ)」「芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者(ハ)」「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者(ニ)」が要件とされている。

「博士課程(2号)」については更に「極めて高度の教育研究上の指導能力」を要求し、「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者(イ)」「研究上の業績がイの者に準ずると認められる者(ロ)」「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者(ハ)」とされている。

- (3) 被告も「同志社大学教員任用規程(甲2)」「同志社大学大学院教員任用内規(甲3)」において任用される教員の資格を定めている(同志社大学教員任用規程1条、同志社大学大学院教員任用内規2条・3条)。博士課程の後期課程又は一貫制博士課程の教員に任用される者については「その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」であつて「博士の学位を有し、研究上顕著な業績を有する者(1号)」、「研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者(2号)」、「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者(3号)」であることが資格要件としている(同志社大学大学院教員任用内規3条)。
- (4) このように一貫制博士課程の教員には最も高度の指導能力と顕著な業績などが求められているのであり、原告はこの資格・能力があるとして総合政策科学研究科TIM専攻の教員となっているのである。その負担を評価するには、評価者においても同等以上の資格・能力が求められることは当然である。

3. 求釈明

- (1) 「増担手当」(甲46の1・2)の支給の目的と支給要件を説明されたい
- (2) 前述のとおり、大学院設置基準や同志社大学大学院教員任用内規では博士課程の後期課程又は一貫制博士課程の教員に任用されるための資格が必要とされている。そこで、改めて浜研究科長において大学院設置基準9条2号、同志社大学大学院教員任用内規3条の資格を有しているか明らかにされることを求める。なお、浜研究科長の著書・論文等は多数に上るとのことであるが「教員個人調書」に記載する「研究業績等に関する事項」中、「著書」ではなく「学術論文」に該当するものを明らかにされたい。

第2. 浜研究科長による教授会誤導による学問の自由の侵害

1. 被告準備書面（1）に対する若干の反論

- (1) 被告は、専門職大学院にとって最も重要な職務である授業担当を放棄したことは定年延長の必要性を判断する際に考慮せざるを得ない要素である、浜研究科長がこの点を教授会で指摘したことは研究科長として行うべきことを行ったものであり違法性を論じる余地はない、などとするが（被告準備書面（1）8頁）、否認ないし争う。

既に主張したとおり、専門外のグリーン科目の担当強要と教員資格のないゲストスピーカーに教員と同じ講義を行わしめるという違法行為に加担することを強要する行為を拒絶することは正当なことである。授業担当の強要こそが違法・不当なものである。しかるに、浜研究科長は、授業担当強要の違法性・不当性を正しく説明せずに、原告が授業担当を不当に放棄したと原告不在の場で一方的に誤った説明をしたのであり、この教授会誤導は原告の学問の自由を侵害する行為として違法となる。

- (2) また、被告は反論の機会を与えなかったことは事実上認めながらも、懲戒等の不利益処分を行ったことはないから反論の機会を論じるのは失当であるなどと主張するが（被告準備書面（1）8頁）、否認ないし争う。

教授会という公的な場で、反論の機会もないままに授業担当を不当に放棄したと一方的に決めつける行為自体が違法であるし、この誤導により浜研究科長は定年延長を提案しないことについて他の教授らが事実誤認をし、他の教授らにおいて浜研究科長による定年延長提案拒否について疑義を示す機会が奪われたことは、原告にとって不利益となる。

第3. 浜研究科長による総合政策科学研究科からの依頼の握りつぶしによる学問の自由の侵害

1. 被告準備書面（3）に対する若干の反論

- (1) 被告は「学内手続の順序を定めた規程はない」としつつ「次年度に在職すること（定年延長）が決まった後でなければ、他研究科を含む担当科目を決定できないのは、論理として自明である」とする（被告準備書面（3）2頁）が、否認ないし争う。被告は複数の研究科の兼任教員については全学的な立場から担当科目を決定すべきであり、一方の研究科の判断だけが優先するものではない。

既に主張したとおり被告はTIM専攻設置届出に際し原告を完成年次までの専任教員として配置している（甲23）。被告も完成年次（平成25年度末（平成26年3月末））までは原告がTIM専攻の専任教員であることを前提としていた。この前提を浜研究科長は尊重する義務があったし、少なくとも独断で握りつぶすのではなく教授会において依頼の扱いについて審議すべきであったのにこれをしていないのである。

- (2) 被告は、学生の権利に「特定の教員の授業を受けることはこれに含まれない」としつつ（被告準備書面（1）9頁）、これが全学的な公式見解なのかとの求

釈明に対しては趣旨が不明であり回答しかねるとする（被告準備書面（1）2頁）。

浜研究科長が総合政策科学研究科からの依頼を握りつぶしたために、例えばTIM専攻の学生・・・・・・はシステムダイナミクスの方法論を使用した研究続行が困難となるという影響が生じた（甲10）。また・・・・も完成年度前に原告の担当科目に登録ができず原告の指導のもとで研究実績をまとめあげることが困難となる影響が生じた（甲11）。TIM専攻は、一貫制博士課程の大学院であり、特定の教員からの教授・指導を受けることを目的に入学をしてくるのである。このように特定の教員の授業を受けられることを前提に入学した学生に対して、同志社大学大学院は特定の教員の授業を受けることは保証はしないという立場なのか、大学院としての見解を問うているのである。

2. 求釈明

文部科学省はホームページ「設置認可申請又は届出について（学外実習、教員組織）http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368425.htm」において

教員組織について

Q1. 大学等の設置認可申請や学部等の設置届出をする際、就任が未定となっている教員がいることや、担当教員が未定となっている授業科目があることは問題ないでしょうか。

A. 上記Q1に対する回答と同様の理由により、申請又は届出の時点で教員組織等の計画が全て確定していることが必要です。そのため、就任が未定となっている教員（兼任・兼任教員を含む。）がいたり、担当教員が未定となっている授業科目がある状態で申請又は届出をすることはできません。また、完成年度までの間に定年等の理由で退職する教員がいる場合は、その後任となる教員や担当科目についても申請又は届出の時点で確定していることが必要です。なお、学部等の届出設置の可否について確認する大学設置分科会運営委員会の「事前相談」においては、兼任・兼任教員の配置が未定であっても構いません。

としている。

そこでTIM設置届出（甲23）において、原告に関し「完成年度までの間に定年等の理由で退職する教員がいる場合」として「その後任となる教員や担当科目についても」「届出の時点で確定」していたのか、その場合の教員や担当科目を明らかにすることを求める。

第4. 学問の自由確保義務について（求釈明）

1. 2013年2月15日付「定年延長教授会提案の要望」について

原告が2013年2月15日付で送付した文章（原告準備書面11・6頁、被

告準備書面（3）5頁）を甲48号証として提出する。同文書では原告の定年延長、BusinessEconomics 担当外し、Project and Solution Report 研究指導外しについて教授会の議題とすることを求めている。同文書が八田学長にも送付された事実について認否されたい。

2. 八田学長に求められる措置（学問の自由確保義務）について

(1) 被告は、原告が八田学長が何らの措置も講じることはしていないとの主張について「どのような措置を想定した主張か不明であるため認否ができない」などとするが（被告準備書面（3）4頁、5頁、6頁）、そもそも原告の主張如何に関わらず、八田学長が何らかの措置を講じたのか、一切何もしていないのかについては回答ができるはずである。八田学長は2013年1月11日付メール（甲30）において原告に対し「情報収集と検討の時間を頂ければと思います」と回答している。八田学長が「情報収集」と「検討」を行ったのか、行わなかったのか、行ったのであれば収集した情報と検討の経過について明らかにすることを求める。

(2) なお、八田学長は原告が浜研究科長や近藤まり国際プログラム委員会委員長より学問の自由が侵害されているとの訴えがなされていることを認識したのであるから、まずは、当事者である原告、浜研究科長や近藤まり国際プログラム委員長、関係者であるビジネス研究科の他の教授や事務局あるいは総合政策科学研究科研究科長や同研究科の教授、必要に応じて学生から事実関係を調査し（情報収集）、それらを検討して、学内手続違反や学問の自由の侵害、ハラスメント、研究者としての就労環境の調整、学問の自由確保が必要な状態があると判断した場合には、浜研究科長や近藤まり国際プログラム委員会委員長への指導、ビジネス研究科教授会への諮問、原告の科目担当を求める総合政策科学研究科との調整などの措置が求められることとなる。

3. 通知書兼質問状（甲33）の扱いについて

(1) 被告は原告代理人弁護士から「通知書兼質問状」（甲33）が平成25年2月5日に被告に送達されたことは認めながら（被告準備書面（3）5頁）、この書面が八田英二学長をはじめ被告理事長ら大学執行部が知ることとなったことについては「誰が甲33号証の通知書を見たのかは、記録がないため不知」としている。

(2) しかしながら、学校法人宛の弁護士からの内容証明郵便について八田学長はじめ法人の理事などが全く認識しないということは考えにくい。この書面に対して被告は回答のための通知書を平成25年2月15日付で原告代理人に送付している（甲49）。被告は労働審判の申立も当然認識している。同月5日に送達された内容証明や労働審判申立への対応、被告の弁護士への依頼などについては八田学長はじめ法人の理事が認識した上で行うはずである。労働審判への対応過程や弁護士への依頼過程は、被告（あるいは被告代理人）において容易に分かることでもあろう（八田学長その他法人理事らの関与のないままで弁護士への委任がなされるとは思えない）。記録の有無ではなく、八田学長の認識に基づいて認否をされたい。

4. グリーン科目問題が教授会で指摘されていなかったことについて

被告は教授会において「グリーン科目問題がこれまで一度も指摘されなかったこと」は否認している。では「グリーン科目問題」が、原告の定年延長提案拒否との関連で、いつ開催の教授会で指摘されたのか明らかにすることを求める。

5. 総合政策科学研究科博士課程技術・革新的経営専攻設置届出に際し、原告が完成年度まで教授の地位にある前提であったことについて

(1) 被告は原告が完成年度（2014年3月末）まで教授の地位にあることを前提にTIM専攻設置届（甲23）を行ったことは否認している（被告準備書面（3）6頁）。

(2) しかし、仮に年度途上において教員の定年などが生じる場合には、届出時において後任の教員や科目を確定する必要がある（前掲文科省ホームページ参照）。原告は完成年度途上において定年となることや、それに備えて後任がいることなど全く知らされていないし、そのような教員はそもそも確定していなかった。後任を確定しないまま届出をするということは、被告は原告が完成年度まで教授の地位にある前提であったということになる。そして、その届出事項は学部・研究科設置における被告の文科省への公的な約束となるものであるし、担当する教員や募集する学生への約束ともなるのである。

(3) 被告においては、原告が完成年度途上において定年となることを前提に届出時に後任の教員や科目を確定していたのか明らかにされたい。

6. 中田喜文教授の要請

(1) 総合政策科学研究科TIM専攻設置時の主任である中田喜文教授が、原告を総合政策科学研究科において引き受けることを大学執行部に要請していたことについて被告は否認をする（被告準備書面（3）6頁）。

(2) しかし、原告は中田喜文教授が大学執行部に上記の要請をした旨を聞き及んでいる。被告におかれては中田喜文教授本人から直接事実関係を確認した上で認否されたい。

(3) なお、中田喜文教授は原告をビジネス研究科に招聘した際の担当でもあり、原告に70才が定年であると言い、また、原告がシステムダイナミクス的手法を利用した経済学を担当することを了解した人物である。その後、TIM専攻設置に際しても5年完成年度まで教授することを前提に原告をTIM専攻にも招聘したのである。そして原告の定年延長提案拒否問題が発生し、浜研究科長がTIM専攻からの要請を握りつぶした際には、上記の通り、大学執行部に原告をTIM専攻で引き受ける旨を要請したという重要人物である。同人の事実認識を明らかにされたい。

以 上